

様

浪江町ADR集団申立てに
関する要望書

平成28年1月22日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 吉田 数博

原子力損害賠償紛争解決センターは、浪江町民1万5788人が参加した浪江町ADR集団申立てに対し、

①避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料の加算

②避難により高齢者の正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた日常生活阻害慰謝料として加算

とした和解案を、平成26年3月20日に提示しました。町民にとってこの和解案は満足できるものではありませんでしたが、早期解決のため受諾することを決めました。

しかし、和解案提示後1年10か月が経過してもなお東京電力株式会社は全部受諾を拒み、いまだ和解が成立していません。その理由として、「この精神的苦痛は、帰還困難区域等からの避難者に共通するものであり、申立人らの固有の個別具体的な事情ではなく、中間指針及び同第二次追補に含まれている。」等と反論しています。

町民一人ひとりの避難状況は異なっていますが、仲介委員は、申立人の個別具体的な事情を考慮し全員に共通して慰謝されるべき精神的損害があると判断し、この和解案を提示しました。そして、仲介委員は二度にわたり和解案を受諾するよう東京電力株式会社に勧告しています。

東京電力株式会社は、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための「3つの誓い」で和解仲介案の尊重を宣言しています。これまでも東京電力株式会社は和解案を受諾した事例があり、本件を拒否する理由はありません。

また、申立人のうち、すでに440人以上が亡くなっており、2千人以上が75歳以上の高齢者です。もはや一刻の猶予も許されません。

よって、次のとおり要望します。

一、原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を全て受諾するよう東京電力株式会社を指導すること。